

広島県告示第三百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十二年広島県告示第二百四十八号で認可した三次圏都市計画下水道事業三良坂公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年四月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

三次市

二 都市計画事業の種類及び名称

三次圏都市計画下水道事業三良坂公共下水道

三 事業施行期間

平成九年一月二十七日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし